

第1328回 高知市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開催日 令和7年9月22日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第44号 高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について

日程第3 市教委第45号 高知市地域学校協働本部事業推進委員会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第46号 高知市教育委員会規則の読み点の表記を改める規則の制定について

日程第5 市教委第47号 審査請求に係る口頭意見陳述の申立てについて

日程第6 市教委第48号 審査請求に対する裁決について

日程第7 市教委第49号 その他

報告 ○第509回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について
の教育長専決処分の報告について

○第509回高知市議会定例会に提出する令和6年度決算認定議案に対する意見について
の教育長専決処分の報告について

○高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評
価案について

○令和7年9月市議会個人質問概要について（教育委員会関係）

4 出席者

(1) 教育委員会	1番教育長	永野 隆史
	2番委員	谷智子
	3番委員	西森 やよい
	4番委員	野並 誠二
	5番委員	森田 美佐

(2) 事務局	教育次長	植田 浩二
	重大事案検証室長	森山 宏一
	図書館・科学館担当参事	小新 貴士
	教育政策課長	岸田 正法
	学校教育課長	田邊 裕貴
	学校教育課副参事	入江 洋
	学校教育課学力向上指導監	森田 やよい
	学校環境整備課長	大黒 貴司
	学校環境整備課施設整備担当副参事	野瀬 茂実
	青少年・事務管理課長	北川 朋代
	人権・こども支援課長	大石 将之

教育研究所長	越 智 知 恵
少年補導センター所長	吉 川 佳 代
高知商業高等学校事務長	成 岡 真
学校環境整備課長補佐	栗 田 佐 代
青少年・事務管理課長補佐	森 岡 麻 由
学校教育課指導主幹	林 保 ひとみ
学校教育課指導主事	西 峻 利
教育政策課長補佐	田 中 茂 夫
教育政策課主査補	藤 崎 怜 央

第1328回 高知市教育委員会 9月定例会 議事録

1 令和7年9月22日（月） 午後6時45分～午後8時50分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後6時45分

永野教育長

ただいまから、第1328回高知市教育委員会9月定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員、お願ひいたします。

野並委員

はい。

永野教育長

本日は議案が6件、報告事項が4件となっています。

それでは、日程第2、市教委第44号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第44号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等」について、説明させていただきます。本市において、平成31年3月に策定しました、高知市立学校教職員の働き方改革プランを、令和7年3月に高知市立学校教職員の働き方改革プラン第3期として改訂し、取組を進めているところでございます。そして、取組の進捗状況や成果、課題等について検証し、より実効性のある取組を推進するために、高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会を設置し、必要な項目について協議を行っております。

本委員会は、高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会条例第3条に基づき、高知市教育委員会が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織することとしております。8人の内訳としては、学識経験者、高知市立学校の児童又は生徒の保護者の代表、学校関係者及び教育委員会が必要と認める者でございます。

資料の3ページを御覧ください。8名のうち6名が当該身分を失うことなどにより、委員の職を辞することとなり、欠員となることから、新たに6名を委員として委嘱、任命します。

資料4ページの名簿を御覧ください。2番の委員は、高知市人事課の課長で人事管理面から服務規定や様々な規則について御意見をいただけるものと思います。3番の委員は、高知市立学校の保護者の代表の方です。4番、5番、6番、8番の委員は、学校関係者として学校長や教頭などです。

中でも、4番は、高知市立学校教職員の働き方改革プラン第3期に係る取組の1つである教員業務支援員配置事業における配置校の代表です。5番は、校長がリーダーシップを発揮して働き方改革を進めている学校の一つであり、自校の実践例などを基に御意見をいただけるものと思っております。8番の委員は、学校事務の総合的なマネジメントを行う事務長という立場から、学校教職員の業務の適正化について御意見をいただけるものと思います。

男性女性の割合ですが、8名中3名が女性で、割合で申しますと37パーセントとなっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いします。

永野教育長

この件について、御質問等はございませんか。

森田委員

思っていることが4つあります。

1つは、働き方改革を進めていくために、若い方の意見を取り入れていただきたいです。教職を目指す人たちが、働き方に疑問を持っている現状があるので、その意見をいただけるのかどうかということです。

2つ目は、ITに詳しい方はいますか。いろんなテクノロジーで仕事を簡略化できるかという点について、御意見いただける方がいらっしゃるのかということです。

3つ目が、民間でこういうことを進めているので、民間のノウハウを御存じの方がいらっしゃるのかどうか。

4つ目は、実際にケアをしたことがある、あるいは、実際にケアをしているという人たちがいるのかどうかです。時間は限られていて、その中でケアをしながら仕事をするということを常に考えている人とそうでない人とは全然違うと思います。そういった人は、どの人ですかということをお伺いしたいです。

学校教育課長

実際に若い方というのはいらっしゃらないのですが、それぞれの学校におきましては、若い教職員もいますので、そういった若い教職員の方々の意見を取り入れていきたいと考えております。それから、ITに関しましては、5番の廣瀬校長がIT関係に長けている方でございます。あと、民間やケアに詳しい方も、この中にはおりませんが、ケアをされている方の意見も取り入れていきたいと考えています。

学校教育課副参事

少しだけ補足をさせていただきます。先ほど、若手ということについて、課長からお伝えしましたが、4番の横内小は大きな学校でございますので、若手の教職員が非常に多くいます。そういうところから意見を吸い上げることは可能かと思っております。

ITについては、先ほどお伝えしましたように、南海中の廣瀬校長が実際にICTを駆使しながら働き方改革を進めていらっしゃいますので、その辺りのノウハウもあります。それと民間のノウハウについては、昨年度、私もこの推進委員会に参加させていただきまして、保護者の代表であるPTAの会長から、民間ではこういうことをしているという御意見をいただきましたので、そういった視点からも御意見をいただけるのかなと考えております。

ケアにつきましては、規模にかかわらず、どの学校でも働き方改革については、課題として捉えていますので、いろいろな形でのケアの仕方のアプローチについて御意見いただけるものと考えております。

森田委員

言えないんですね。例えば、子供の保育園が午後6時までに閉まるけど言えない。そういうことを言えるような組織でないと、辞めようかなとか。民間に行こうかなと思う人が出てくるかもしれません。それは、子供たちにとっての損失だと思います。そういうことから述べさせていただきました。

永野教育長

ほかに御意見はございませんか。ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。市教委第44号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

【異議なし】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第44号は、原案のとおり決しました。

それでは、引き続き日程第3でございます。日程第3、「高知市地域学校協働本部事業推進委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長

御審議いただく前に、高知市地域学校協働本部事業について、概要を御説明させていただきます。

本事業は、高知市立学校に通う児童生徒の健やかな成長を育むために、学校、家庭及び地域が連携し、地域全体で子供たちを育む体制づくりを目指すものです。具体的には、日々の教育活動や学校行事に保護者や地域の方々が参画され、学校教育の充実を図り、子供たちの学校生活を後押しするものとなっております。本事業を円滑に実施するため、高知市地域学校協働本部事業推進委員会を附属機関として設置し、本事業を推進していく上で、必要な方策について協議・検討を行っております。

それでは、御審議いただく内容について説明いたします。高知市地域学校協働本部事業推進委員会の組織は、地域学校協働本部事業推進委員会条例第3条に規定されており、委員10名以内をもって組織することとなっております。10名の内訳といたしましては、学識経験者、保護者、学校関係者、行政関係者及び教育委員会が必要と認める者となっております。

資料の7ページを御覧ください。推進委員会の名簿でございます。併せて、別添資料の新旧対照表も御覧ください。令和7年9月30日で名簿4番、5番、7番、9番の委員が任期満了となります。また、10番の委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失ったことから、高知市地域学校協働本部事業推進委員会条例第5条により、委員を辞したものとみなされます。

2名の方は、再任となりますので、資料7ページの名簿の表にある新任の方3名の選定理由を御説明させていただきます。名簿4番の鍋島茂樹課長は、高知市健康福祉部地域共生社会推進課の課長を務められております。地域共生社会の実現に向けて、庁内の横断的な対応を要する課題の情報共有、解決に向けた協議、検討を行っており、地域の社会資源をいかしたつながりのある街を目指して活動を進められております。

名簿9番の森田加奈子課長は、高知市文化観光スポーツ部文化振興課の課長を務められております。社会教育の企画調整、地域公民館及び芸術文化の振興を担当しております。地域学校協働活動について、公民館活動、地域人材の情報を基に、社会教育の視点で御意見をいただけるものと考えております。

名簿10番の上田由美さんは、高知市PTA連合会の副会長を務められております。また、春野地区小・中学校運営協議会委員と高知市立春野東小学校地域学校協働活動推進委員を兼務されております。保護者としての視点や、地域学校協働活動推進委員として学校と地域をつなぐ立場での視点など、複数の視点から御意見がいただけるものと考えております。

以上の理由から、再任の2名を含む5名の方を委員として委嘱したいと考えております。新任、再任の委員の任期は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間でございますが、10番の上田委員は前任者の残任期間となりますことから、令和7年10月1日から令和8年9月30日の1年でございます。今回の委嘱で10名の委員中5名の方が女性であるため、女性の比率は50パーセントとなっております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

永野教育長

本件について御意見等はございませんでしょうか。

谷委員

男女比については、理想的な比率なのでとても良いと思いました。ただ、気になったのは、地域学校協働本部や地域プロジェクト本部、地域教育推進協議会とか、そういうことで地域の方や保護者、学校で取り組んでいると思いますが、この委員会には、地域関係の人があまり見当たりません。大学関係者、行政関係者に学校の校長、教頭がいて、10番の方が保護者で地域の関連の方ということになりますか。ちょっと少ないと思います。地域ぐるみ教育といって地域の町内会であるとか、地域の推進委員会とかいろいろあると思いますが、そうした組織の代表の方も入るべきじゃないかなと思います。この辺りはどうなのでしょうか。

学校教育課長

おっしゃるとおりでございますので、今後そういった方々を含めて検討してまいりたいと思います。ちなみに、5番の鍋島委員と7番の馬場委員につきましては、保護者の方でもあります。また、地域でも活動されているということで、そういった視点からも御意見をいただけるものと考えております。

谷委員

分かりました。そういう保護者の役割もしながら行政もするということで5番と7番の委員さんは良いと思います。ただ、次の委員を決めていくときには、地域関係の代表者を入れていくことが大事かなと思います。また、御検討ください。

永野教育長

ほかに御意見はございませんか。ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し採決に移りたいと思います。市教委第45号「高知市地域学校協働本部事業推進委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

【異議なし】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第45号は、原案のとおり決しました。

それでは、引き続き日程第4でございます。日程第4、「高知市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

資料は8ページを御覧ください。これまで、高知市では高知市公文規程に基づき、横書き文書の場合には読点として「、」を使用しておりましたが、国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、本市においても令和7年10月1日以降に新たに作成する公用文の読点の表記には、原則として「、」を用いることとなりました。

これに伴い、条例、市長の定める規則等の例規について、例規間での読点の表記のばらつきを防ぐため、過去に公布施行されたものについても、一括して読点を改めることとなったため、これら条例等の改正に併せて、高知市教育委員会規則についても、その読点の表記を一括して改めるものでございます。

新たに公布する規則については、議案書の9ページにお示ししておりますとおり、この規則の施行の際、現に公布されている高知市教育委員会規則において読点として表記する「、」を「、」に改める規則でございます。

なお、教育委員会規則以外に教育委員会が所管し、読点の表記を改めることを要するものとして、教育委員会規程及び教育委員会告示がございますが、高知市教育委員会事務専決規程第2条第1項第1号では、「委員会の定める規程のうち定例若しくは軽易なものを制定し、又は改廃することについては、教育長に専決させるものとする」と定められております。

また、同項第2号には、「告示のうち定例又は軽易なものの告示は教育長に専決させる」と定められております。

読点の表記を改めることは定例のものではございませんが、内容としては本議案の教育委員会規則の制定と同一ですので、別途、教育長専決にて読点の表記を改める規程及び告示を制定させていただく予定でございます。

議案の説明は以上です。

永野教育長

御意見はございませんか

西森委員

9ページの附則の2の経過措置でございます。規定による様式について、10月1日以降はホームページからダウンロードすれば、「、」になっていると思うのですが、場合によっては「，」になっているものが出てきても、受け付けますよとかそれくらいの意味ですか。

教育政策課長

おっしゃるとおりです。既に紙として世の中に出回っているものもありますので、それは使用できるということです。

永野教育長

よろしいでしょうか。質疑を終了し、採決に移りたいと思います。市教委第46号「高知市教育委員会規則の読み点の表記を改める規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第46号は、原案のとおり決しました。

進行上の都合によりまして、先に報告事項に移りたいと思います。御異議ないでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

永野教育長

御異議なしと認めます。

それでは、第509回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について事務局から説明を求めます。

教育政策課長

それでは、令和7年9月市議会定例会提出議案一覧（教育委員会所管分）を御覧ください。令和7年9月市議会定例会に提出しております補正予算議案1件、予算外議案3件について、御説明いたします。

まずは、予算議案からです。学びの多様化学校事業費、5,002,000円です。来年4月に開設する学びの多様化学校（分教室型）の設置に当たり、環境整備を行うために必要な消耗品、備品の購入、校内ネットワーク整備等を行うものです。

学びの多様化学校につきましては、本市の不登校の現状を踏まえまして、校種は中学校、設置形態については、早期に設置できる実現可能な形として分教室型で準備を進めてまいりました。設置場所、設置時期につきましては、潮江市民図書館4階部分に高知市立潮江中学校の分教室として設置し、令和8年4月の開設予定です。

設置を予定している潮江市民図書館は、交通面の立地も良い高知市桟橋通にあるアスパルこうちと隣接しており、アスパルこうち内にある教育研究所の教育支援センターと連携がしやすいことや、アスパルこうちのグラウンドやアリーナ、テニスコート等の運動施設が利用しやすいこと、さらには、潮江市民図書館の1階にある図書館を学習に利用できることなど、多くの利点があります。教育委員会といたしましては、学びの多様化学校と教育支援センターを一体的に展開して、不登校支援の拠点として取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

予算の内訳としましては、多様な背景を持つ子供たちが安心して過ごし、自分のペースで学ぶことができるよう教室環境を整える必要があることから、机や椅子、ホワイトボード、パーテーション等の備品購入費、校内ネットワーク整備のための委託費、そのほか必要な消耗品費として補正予算額5,002,000円としております。財源といたしましては、国の補助事業を活用するものとなっております。

続きまして、3ページを御覧ください。学びの多様化学校整備事業費、3,451,000円です。先ほど、御説明いたしました、学びの多様化学校事業費に関連して、高知市立潮江市民図書館4階に学

びの多様化学校として潮江中学校分教室を設置するに当たり、現在、事務室や倉庫として使用している部屋を、教室や相談室等へ転用するためには、学校としての環境整備を行う必要がありますことから、エアコンの設置や校銘板設置、建具修繕などを行うものです。

6ページを御覧ください。施設整備事業費（中学校）、18,150,000円です。令和6年度から専門業者によるプール槽の点検を、3年で1サイクルの周期で実施しておりますが、本年度の点検において、旭中学校プールの塗装が剥がれてきていることから、要修繕の点検結果となりました。

プール給水後に教育委員会で潜水調査を実施し、けが等のおそれがないかを確認しましたところ、プールを使用することで、剥離した細かい塗装の粒子が攪拌し、口や目に入ることが懸念されることから本年度の水泳授業を中止した経過があります。このため、来年度の旭中学校のプール授業実施に向け、プール塗装改修工事を行うものです。

また、春野中学校におきましては、授業開始後にプール水の濁りが発生したため、令和7年度の水泳授業を中止しました。水質調査の結果、塗装が劣化し、水に溶け出していることが原因であることが判明したため、春野中学校プールにつきましても、来年度のプール授業が実施できるよう塗装改修工事を実施するものです。

次に、7ページ、繰越明許費の設定です。地方自治法第213条の規定により、今年度内に完了できない事業に関して、令和8年度に繰り越す予算の上限額を設定するものです。まず、(1)施設整備事業（小学校）については、江陽小学校プール槽のシート防水改修及び給排水管の更新を行うものですが、今シーズンの水泳授業終了後からの着手となつたため、年度内での工事完了が困難なことから、繰越措置をとるものです。

次に、(2)耐震補強整備事業では、耐震性が確保されていない給食棟が7棟あり、今年度は、横浜小学校と朝倉第二小学校の耐震事業を実施するものです。現在、横浜小学校の給食調理場の耐震補強工事について、令和8年1月末の完了を目指して実施しており、横浜小学校への給食は、旧御畠瀬小学校給食調理場で調理し、配達しております。

旧御畠瀬小学校給食調理場では、1校分の調理、配達しかできないため、朝倉第二小学校給食棟耐震工事の着工が令和8年2月からとならざるを得ず、年度内完了が困難ですので、朝倉第二小学校分の繰越措置を講ずるものです。

次に、(3)施設整備事業（中学校）については、補正予算議案としてお諮りしている旭中学校と春野中学校のプール塗装改修工事につきまして、年度内での工事完了が困難なことから、繰越措置を取るものです。

続いて、予算外議案となります。8ページを御覧ください。市第150号、高知市立市民図書館条例の一部を改正する条例議案です。改正の要旨としましては、潮江市民図書館の施設使用料について、物価高騰等の社会経済状況の変化に伴う適正な受益者負担を見直すとともに、本市の使用料・手数料の見直しに関する基本方針が策定されたため、当該方針に従い使用料の改定を行うものでございます。

また、学びの多様化学校を令和8年4月から潮江市民図書館の4階に設置するに当たり、貸室の用途を一部変更する必要が生じたことから、使用料の改定と併せて貸室区分の一部を見直すものです。

改正要旨の2点目、潮江市民図書館の貸室区分の見直しにつきましては、前段に御説明しました学びの多様化学校を潮江市民図書館の4階フロアに設置するに当たり、現在、4階にある防災倉庫を教室へ転用しますことから、その代わりに3階の実習室を防災倉庫として使用するため、貸室から削除するものです。また、3階の和室につきましては、以前から、和室は使いにくく洋室へ改修してほしいという利用者からの強い要望があつたことから、この度の使用料改定のタイミングに併せて、部屋の設えを改修し、名称を和室から小会議室に改めるものです。

続いて、資料は別紙1枚ものになっておりますが、市第116号、高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案です。学校設置条例は、本市に小学校、中学校、特別支援学校、高等学校及び義

務教育学校を設置することを定めたものですが、予算議案として御説明いたしました分教室型の学びの多様化学校を高知市立潮江中学校分教室として、令和8年4月から潮江市民図書館4階フロアに設置するに当たり、所要の改正を行うものです。

続いて、裏面を御覧ください。市第122号、あっせんの申立ての追認についてです。教育委員会事務局は、法令に基づく行政を推進すべき立場にありながら、本来必要な議決を経ずにあっせんの申立てを行っておりました。したがいまして、教育委員の皆様へ適切な時期に議案としてお諮りする、又は報告することができませんでした。

心からおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、内容について御説明いたします。令和6年9月19日に上町四丁目付近で、本市職員の運転する公用バイクが相手方軽自動車と接触した物損事故につきまして、相手方と過失割合についての示談がまとまらないことから、公益財団法人交通事故紛争処理センターに和解のあっせんの申立てを行いましたが、この申立てに当たり、本来必要ありました議会の議決を経ていなかったことが判明しました。

紛争処理センターへの申立ては、第三者が仲介し当事者間の紛争解決を和解によりめざすもので、地方自治法第96条第1項第12号に規定するあっせんに当たるため、申立て前に議会の議決が必要となるものです。

つきましては、和解のあっせんの申立てを行ったことについて、議会の追認をいただきたく議案を提出しているものでございます。議会の追認がいただけましたら、今後の流れとしまして、10月上旬に示談締結について市長専決処分を行い、11月上旬には、過失割合に応じた賠償金が保険会社から支払われる見込みとなっております。

今後、こうしたことを2度と起こさないよう、再発防止に万全を期してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

永野教育長

この件について、気になることはございませんでしょうか。

西森委員

紛争処理センターによる和解のあっせんですけれども、収まるところで收まりそうということでおろしいですか。

教育政策課長

その見通しがつきましたので、次の手続きを進めておりましたところ、議決が抜かっていたということが判明いたしました。

西森委員

分かりました。

永野教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、第509回高知市議会定例会に提出する令和6年度決算認定議案の概要について説明をお願いします。

教育政策課長

続きまして、教育費のうち教育委員会所管分の決算の概要について説明いたします。右上に資料1と表示しております令和6年度教育費決算概要（総括）と書いた資料を御覧ください。

まず、上の表の1、教育費歳出決算総括でございますが、中央の令和6年度の列を御覧ください。令和6年度は予算額10,982,640,000円に対しまして、決算額9,403,145,000円となっております。

令和5年度との決算比較につきましては、下の表の2、教育費項目別歳出決算の右から2列目の増減額という欄の一番下を御覧ください。対前年度比は86,092,000円の増額となっております。

主な増減につきましては、2ページの資料2を御覧ください。左端の列の2、小学校費の上から5行目にございます指導書等整備事業費において、教科書の採択替えの1年目となった令和6年度

に小学校教員用の教科書、指導書の購入に伴う増額があり、上から2行目の学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金において、学校給食費を2か月間無償とするとともに、食材料費の物価高騰見合い分として公益財団法人高知市学校給食会への支援を行い、増額となっております。

一方で、2の小学校費の下から2行目にございます防災機能強化事業費や、3の中学校費の一番下の大規模改造事業費において、工事数、工事規模の減少に伴う減額となっております。

1ページの資料1に戻っていただきまして、上の表を御覧ください。翌年度への繰越額についてでございます。合計額は、1,090,808,000円で、その内訳としましては、単年度予算を翌年度へ繰り越す、明許繰越が1,084,912,000円となっております。

これは、国の交付金を活用して実施しております、学校のトイレの洋式化を行う大規模改造事業のほか、外壁改修工事を行う防災機能強化事業など、令和7年度に実施予定であった工事を前倒しし、令和7年3月補正で予算措置したことなどによるものです。

また、事故繰越は5,896,000円となっております。これは、小学校社会科副読本の印刷製本委託料が納期遅延に伴い、令和6年度予算として執行できなくなったものでございます。

次に、予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものが不用額でございますが、令和6年度は488,687,000円となっております。

不用額につきましては、その主なものを3ページの資料3に記載しております。資料3の右端、備考欄にお示ししております不用額の主なものの合計は、資料に表示はございませんが、323,173,000円で、不用額全体の66パーセント余りを占めております。このうち、2項、小学校費の1目、学校管理費のうち、備考欄にお示ししておりますとおり、学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金につきましては、学校給食の実施食数が想定食数を下回ったことから、公益財団法人高知市学校給食会への負担金が減少し、不用が生じたものでございます。

次に、2項、小学校費及び3項、中学校費の2目、教育振興費にございます要保護・準要保護児童又は生徒対策費については、小学校、中学校ともに対象となる児童生徒数が推計以上に減少したことにより、不用が生じたものでございます。また、2項、小学校費及び3項、中学校費の3目、学校建設費にございます大規模改造事業費や防災機能強化事業費などの事業につきましては、工事の入札で請負差額が発生したことにより不用が生じたものでございます。

1ページの資料1に戻っていただきまして、上の表の一番下の執行率の欄を御覧ください。決算額を予算額で除した執行率は85.62パーセント、繰越額を含めた執行率では、95.55パーセントとなっております。

以上が、令和6年度の教育費の決算の概要となります。なお、別紙として令和6年度教育委員会決算主要施策成果（概要）という資料をお配りしております。こちらも参考に御覧いただければと思います。

説明は以上です。

永野教育長

この件について、何か御質問はございませんか。

谷委員

資料3の中学校費の教育振興費の中にある、要保護・準要保護生徒対策費について、対象者数が減少したと説明がありましたが、いろいろ物価も上がって、生活面も大変な状況にもかかわらず、減少したというものが分からないです。見積もりが高過ぎたのか、その辺りはどんな感じですか。

青少年・事務管理課長

3月に減額補正をしているのですけれども、その補正額を出すのが1月です。残り2か月分くらいの就学援助費を計算して、予算額を減額していくのですけれども、そのときに、やっぱり給食費については、生徒全員が全食を食べることを前提にしていないと、給食費が足らないということになつてはいけないので、そういう意味で給食費は多く見込んでおり、結果として、不用が生じたということです。

永野教育長

そのほかによろしいでしょうか。

それでは、高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価案について報告をお願いします。

教育政策課長

議案書の14ページを御覧ください。教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきましては、趣旨に記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくもので、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、毎年実施しているものです。

本年度は、学校施設照明器具のLED化推進のほか2項目の点検評価を行うことについて、6月の定例教育委員会で御承認をいただいております。本日は、事務局で行いました一次評価案について、お手元の資料により各担当課から御説明を申し上げますので、御意見をいただければと考えております。また、今後のスケジュールですが、本日の御意見を踏まえ、修正したものを点検評価委員にお渡しし、10月中下旬をめどに、御意見をいただくように予定しております。

その後、点検評価委員からいただきました意見について、11月に臨時教育委員会を開催させていただいて御報告し、再度、御意見をいただければと考えております。最終的には、11月の定例教育委員会に事務局の最終案を提案させていただく予定です。

報告は以上です。

永野教育長

それでは、学校施設照明器具のLED化推進について御説明をお願いします。

学校環境整備課長

私からは、学校施設照明器具のLED化推進について説明させていただきます。1のPlan(計画)の事業目的の2行目を御覧ください。水銀に関する水俣条約の批准により、水銀灯や蛍光灯の製造・輸出入が順次禁止となるため、計画的な整備が必要となっていることに加えまして、1行目に書いておりますとおり、LED化することによる省エネルギー化を推進することが事業の目的でございます。

事業の概要・現状といったしましては、高知市立学校では、大規模改修工事でありますとか、耐震化改修工事、トイレ改修工事の際に工事エリアとなった箇所の照明器具につきましては、LED灯への取替えを順次しておりますけれども、LED化率は約40パーセントにとどまっておりまして、部室やプール棟などの小規模建物については、未整備となっている現状でございます。

続きまして、目標といったしましては、令和12年度末の事業完了を目標としたしまして、令和7年9月中をめどにモデル校及び屋内運動場、グランド夜間照明の概算事業費を算出する予定としております。

目標設定の理由といったしましては、2030年度までに既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を100パーセントにする方針に基づきまして、整備することとしております。

続きまして、2、Do(実施)の目標を御覧ください。令和8年度から着手をするため、LED化が未整備である校舎、体育館、グラウンド照明のLED化整備事業の概算費用を算出いたしまして、年次計画を策定してまいります。

成果といったしましては、モデル施設の校舎として昭和小学校及び城西中学校を選定いたしまして、概算事業費の精査、LED化整備を行う場合の例示品としてのLED機器の選定とその費用の積算を進めております。体育館につきましては、これまでの実績から未完部分にかかる概算費用の積算、グラウンドの夜間照明につきましては、専門業者から参考資料に基づき積算を行います。

課題といったしましては、下から3行目になりますが、未整備施設ごとの整備数量等を精査する必要があるということで、先ほど申し上げましたけれども、工事をした箇所のみをLED化しているため、この精査というものが必要になってまいります。

続いて、3のCheck(評価)です。現在のところ、1番上の対象取組の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良いと判断しております。総評といたしましては、モデル施設の現地調査は、順調に進んでおり、現在、例示品としてのLED機器の選定と費用の積算を進めております。

Action(見直し)といたしましては、現時点では特になく、未整備のところを順次、精査していくことが目下の目標となっております。

永野教育長

本件について、質問等はありますか。

西森委員

非常に煩雑な作業ではないかなと想像しております。1の目標（数値目標を含む）というところがあります。これを見ると、令和7年9月中をめどに、モデル校及び屋内運動場と夜間照明の概算事業費を算出するとあって、もう1週間もすれば、9月中になると思います。そこで概算事業費を算出しているというのが、かなり明確な目標として設定されているように感じられるのですが、まず、そういうことで良いのでしょうか。

そうすると、できているか、できていないかしかなくて、後は、進捗状況として惜しかったとなるのか、これとこれが7割方できているので、10月中にはできるのではないかということになるのか。

そうすると、達成度の評価も、それに応じたものになるのではないかと思います。この辺りの数値目標は、先ほど読んだような令和7年度をめどに概算目標値を算出すると端的に読んでいいようなものなのか、そして、現在の9月22日における実績はどのように評価されているのか。ここを教えてください。

学校環境整備課長

9月をめどにいたしておりますが、既に積算の大部分は完了しております。

西森委員

そうであれば、成果では、選定とその費用等の積算を進めているとなっていて、これは書いた時点はいつなのですか。目標は明確に9月30日となってしまっています。これは1次評価の中間段階として9月何日現在が費用等の積算を進めていた、でも9月何日には終わりますという目標があって、それで達成したということになるのではないですか。

学校環境整備課長

今、書いている情報は8月末時点での情報です。そこにつきましては、書き方をもう一度検討させてください。

西森委員

このままだと、できていないのにどうしてという見方もされかねないので、しっかりされているというのであれば、自信を持っていただければと思います。

永野教育長

ほかにございませんか。よろしいですか。

では、不登校対策お願いします。

教育研究所長

不登校対策について、御説明させていただきます。副題は、切れ目のない支援体制の構築と多様な学びの機会の確保です。まず、Plan(計画)を御覧ください。本事業の目的は、不登校は、問題行動ではなく、誰にでも起こり得ることであるという認識を持ち、子供たちの思いや置かれた状況に丁寧に目を向け、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、子供たちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指して、組織的支援体制の構築と多様な教育機会の確保の2つの側面から総合的に支援を行うことを目的とします。事業の概要については、記載のとおりとなっております。

目標としまして3点挙げております。1つ目に本市の新規長期欠席児童生徒出現率を前年度の同時期より抑えること。2つ目に不登校児童生徒のうち、取組により登校できるようになった児童生徒の割合が前年度より高くなること。3つ目に90日以上欠席している全ての不登校の児童生徒が、学校内外の関係機関等において相談や支援を受けていることです。目標設定の理由につきましては、記載のとおりとなっております。

続いて、D oを御覧ください。現時点での成果としまして、昨年度の同時期との比較となります
が、1については新規長期欠席児童生徒出現率が前年度と同程度となっており、各学校の未然防止、
早期発見、早期対応の取組により、大幅な増加は見られておりません。2については、校内サポートルーム設置校での10日以上の長期欠席生徒のうち、不登校傾向である生徒の欠席日数を見ますと、
8校全てにおいて前年度より減少している状況となっております。教育研究所では、指導主事等が
校内支援会に参加して、サポートルーム支援だけでなく、学校組織的にサポートルームを活用して、
個に応じた支援体制が構築できるよう助言を行うとともに、支援の研修を行うなどの学校支援を行っておりま
す。こういった取組を継続してまいりたいと考えております。

また、3につきましては、30日以上欠席している不登校の児童生徒の状況につきまして、学校内外の関係機関等において、相談や支援を受けている割合が小学校、中学校ともに100パーセントとな
っておりま

一方、課題としましては、校内支援会の内容等に学校間で少し差が見られることから、子供たちの現状の行動についての情報共有で終わることなく、早い段階から、スクールソーシャルワーカー
やスクールカウンセラーなどの専門職の見立てを基に、いつ、だれが、どのような手立てを行っていくかなど、解決型で共有できるように各学校に発信していくことが必要だと考えております。

また、各学校で若年教員の比率が高まっていることからも、子供たちが安心して学級で過ごし、
学習に向かうことができるよう、児童生徒理解に基づく学校経営のための研修等や学校訪問等を通して、
指導・助言を行うことも必要と考えております。

このようなことから、達成度はB、取組の方向性はaとしております。また、3の評価におきま
しても、対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要であるとしております。

今後の取組といたしましては、魅力ある学校づくりの推進、組織的な支援体制の充実、多様な学
びの場の確保、以上3つの取組を推進してまいります。

まずは、子供たちが明日も行きたいと感じられるように、日々の学級づくりや授業づくりを重視し、年次研修の実施や、関係課との連携した取組を一層推進してまいります。

また、各学校が子供たちの思いや今置かれている状況に丁寧に目を向け、その子に合った必要な
支援や取組につなげができるよう、教育研究所では実態把握のツールとして、「あったかアンケート」を改定し、令和8年3月の発行を目指しております。「あったかアンケート」は子供たちの自尊感情や学級集団の状態を把握するもので、今年度、大学と協働して市内小・中学校にも協力をいただきながら研究を進めています。今後、全ての学校で活用していただけるよう、活用方法についても研究し、実践しながら発信できるよう取り組んでまいります。

2つ目の校内支援体制の充実につきましては、新たなことではございませんが、本市の不登校支
援のスタンダードが徹底できるよう、引き続きSCやSW等の専門職等の見立てをいかし、校内
支援会の助言や、実際にうまくいった事例の共有、研修や校長会を通じた周知、発信をしながら、
学校の支援の充実を図ってまいります。

最後に、多様な学びの場の確保につきましては、校内サポートルームと教育支援センター、新た
に設置いたします、学びの多様化学校、それぞれの役割や機能をいかして、不登校支援の充実が図
れるよう、引き続き関係各所と連携して進めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

永野教育長

この件について、御質問等はございますか。

森田委員

実施のところの成果が気になるなと思いました。30日以上欠席している児童生徒が学校内外の関係機関等において、相談支援を受けています。これは小学校も中学校も100パーセントですけど、問題は、どんな相談やどんな支援を受けているかということが大切じゃないかなと思います。

例えば、相談支援を受けているといって、調子はどうですか、大丈夫ですかみたいな内容であれば、支援と言われても困るというか、つまり、このP 1 a nの目的のところ、子供たちが自身の進路を主体的に捉え、社会的に自立する。そこがゴールであるので、そのゴールのための成果ということで、支援をまず受ける、それから学校に来る日が増える。それは、そこに踏み込むための手段であると思うんですけど、大事なところは、どんな話をここでしているのかということです。

そこで子供たちが、何を掴んだのか。学校に行くことよりも、どういうことを考えるようになったとか、誰とつながるようになったのかとか、数値化はできないとは思いますが、自分で考えて何をしようと動き始めたのかというところに主眼を置くような、そういう取組がいるのかなと思っています。

教育研究所長

30日以上欠席している子供たちには、30日の子もいれば、60日、90日、たくさんいらっしゃいますので、その子供たちにとって何をすれば、社会的に自立というゴールに向かうのかというところをしっかりと見据えながら、その取組が明確になるようにしていきたいと考えております。

永野教育長

そのほかによろしいでしょうか。

では、次に学力向上対策について、報告をお願いします。

学校教育課学力向上指導監

学力向上対策について説明させていただきます。副題は、学力向上推進室による児童生徒の確かな学びに向けた取組の充実でございます。

1、計画について御覧ください。目的については、学校の検証改善サイクルの質的な充実を図り、学校を組織として、持続的な取組を推進し、学力課題の解決を一層進めることとしております。

事業の概要・現状につきましては、全国調査におきまして、小学校は全国平均を上回り、中学校では、平成19年度以降は改善傾向にあるものの、依然として全国平均を下回るという現状がございます。

目標については2つございます。1つは、教科に関する調査で、全国平均正答率比、小学校105、中学校100を目指します。2つ目は、児童生徒質問調査の「自分にはよいところがある」の肯定的な回答について、小学校が85パーセント以上、中学校は80パーセント以上を目指しております。目標設定の理由としまして、1つ目は先ほど説明させていただきましたが、中学校の学習の定着が十分ではなく、ここをしっかりと改善する必要があるということで設定しております。2つ目につきましては、授業において、子供たちが手応えや達成感を持つことで、自分の良さや可能性をしっかりと認識できることが重要であると考え、目標を設定いたしました。

2つ目の実施を御覧ください。目標については先ほど説明させていただいたとおりです。成果としましては、1つ目、教科に関する調査で小学校において、本年度は3年ぶりに理科も実施されました。3教科とも全国平均を上回る結果でございました。

2つ目、児童生徒質問調査の「自分にはよいところがある」でございますが、これについては、年々、改善傾向にあります。そこに示しておりますように、非常に高い肯定感を小学校、中学校とも、持つことができております。

一方、課題としましては、教科に関する調査で、本年度も特に、中学の数学において、下位層の割合も多く、全国との開きが見られました。2つ目の「授業の内容が分かる」というものを確認したところ、小学校中学校とも、やはり全国と比較すると低い結果が出ており、この学習内容の理解

というものが改善しないと、全国との開きが収まらないというようなことも、ここではつくりと分かっております。

今、お伝えしました成果と課題を踏まえ、評価としましては、達成度については90パーセント以上ではありましたので、Bとは評価しておりますが、方向性については、これまでやってきたやり方では、限界が見えているところがありますので、bとさせていただいております。これからの改善点として、しっかりと重点化し、仕掛けもしっかりと考えていく必要があり、次のステップを踏み出すためにも、少し方向性を変えていく必要があるということを考え、方向性はbにしております。

3の評価につきましては、先ほど説明したように対象取組の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要であるとしております。

4の見直しについては3点ございます。1つ目は、求められている力の確実な育成として、大きく2つ。1つは今回の調査で得られた知識技能の定着に向けて、本市が取り入れているA I デジタル型ドリルQ u b e n aを活用して、学習の定着を図るとともに、説明する力の育成については、記述式で子供の課題が見えており、文章、図表等を読み取る力や表現する力をどのように高めていくかという道筋を明らかにし、それを教師の方がしっかりと読み取って、その評価とともに、子供たちの力をしっかりとつけていくということを示していきたいというふうに思っております。

2つ目の部分としては、自律的に学ぶ力ということで、子供たちがデジタルを活用し、他者と協働して問題解決できる力や、自分をコントロールしながら、足りないものや補わなければいけないものを、学んでいくような力を身に付けることができる授業づくりを推進することを考えております。

2点目の組織的な研究体制の充実につきましては、やはりここは、2段落にございます、学校自体が自ら学び続ける組織として成長し続けるような、そういった仕組みづくりを訪問等で具体的な助言を行い、支援をしていくこと継続していきたいと思っております。

最後ですが、家庭学習について、本年度も子供たちの学習習慣にも課題が見られた部分がございます。やはり、1時間以上学ぶことが学力との相関があるところですが、十分に至っていない中学生の辺りでは、苦戦している部分がありますので、学習習慣の確立に向けて、学校とともに取組をしっかりと進めていくとともに、保護者にも学習習慣の確立に向けた啓発をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

永野教育長

この件について、御意見等はございませんでしょうか。

森田委員

見直しのところの家庭学習の充実と支援で、保護者への啓発というお話をいただきました。それは、十分分かりますが、共働き家庭では、なかなかそれが厳しいところもあります。大事だと分かっているけど、時間がないというのも現状ではないかと思います。

一方で、私も教育関係の中で話を聞いたりすると、小学1年生で繰り上がりとか分からないとか、掛け算が分からないとか、九九が分からない。そのまま3、4年生になっていくこともあるそうです。

そうすると、学童に行ったりとか、放課後支援員がいたりとか、そういうところで、ちょっと勉強を見てもらえるというか、昨日できなかつたことが今日できたねっていうことを、一緒に喜んでくれるような人たちが必要になっていくんじゃないかなと思います。1、2年生の間の学習習慣が大事なんですけど、家庭への啓発と言うと、ちょっと私も親の立場から、ぐっと来るものがありました。

学校教育課学力向上指導監

高知市の共働き世帯が多いということも含めて、厳しいものがあるということをお話しいただいたと思います。時間がない中でも、少し子供に声をかけていただくとか、また、先ほど言っていた

だきました成長と一緒に喜ぶ人がいるっていうのは、学校でもできることであると思いますので、周りの大人がどう関わるかっていうところをしっかりと発信していきたいと思っています。

永野教育長

関わりの強化を図っていくとかに表現を修正したほうが良いかもしれませんね。啓発というと少し上から目線な気がしますね。

そのほかに御意見等はございませんでしょうか。

野並委員

デジタルを活用するというところで、分析というのはどういった形で行われているのか教えてください。

学校教育課学力向上指導監

Q u b e n a については、どれぐらい子供たちが学習したか分かる仕組みになっております。子供たちがどれくらい学習を進められているか、どこでつまずいているのかを把握した上で支援していくことが必要だと思います。学校については、これが簡単に取り出せるようになっておりますので、それを児童生徒にもしっかりと伝えていきたいと思っています。

谷委員

気になるのが、ずっと取り組んでいて中学校の数学は、それでも改善しない。それがしっかりと課題として挙げられているわけで、その中で、方向性Bというのは今まであまりなかった。だから、これからは、何らか方向性を変えてやるということを具体的に示すことも必要だと思います。

例えば、中学校の学力に対して、これをやりますとか、全体的に取組は分かるんですけど、見直しをする以上、特にこれをやるというものが必要じゃないかなと思います。美しい言葉でいろいろ言うんじゃなくて、実際にこれをやるというものが欲しいと思います。

学校教育課学力向上指導監

おっしゃっていただいたように、方向性をBとすることが今までなかつたということで、本当に的確に御意見をいただきました。全体としては、学力向上推進室として中学校に重点をしっかりと置くということと、研修会など、自分たちのことは当然やってはいるんですが、それがどうなったかということをしっかりと見取るというところが、十分ではなかつたっていうことがありますので、本年度は年2回、全国調査の後と、それがどうなつたかっていうことを、9月、1月というふうに研修会の方も実施するということに取り組んでいるところです。

また、本当に苦しんでいる学校、厳しい状況が改善しない学校もありますので、その学校への重点的な支援というところを現在進めているところです。この分析の後、この状況がどういうことかっていうことをしっかりと捉えて、具体的な教材等も提示していく必要があるということを考えています。

谷委員

ぜひ、検証等も行いながら、頑張ってやっていただきたいなと思います。

西森委員

目標設定に関して、児童生徒質問調査で「自分にはよいところがある」の肯定的な回答が多いというのは非常に大事なことだと思っています。それについて、成果を見ると、小学生で5.3ポイント、中学生で4.2ポイント上がっていることは、すばらしいことだと思っておりまして、実数に落とし込んだら、かなりの数字が上がっているということだと思っております。生きていく上で、学力が高くて能力が高くても、やっぱり自分に自信がないとか、自分のことを追い詰めている人もいると思っていまして、そういうことを考えると、明るく元気に生きていくという意味では、ものすごく大切な目標設定だと思っています。

一方で、学力とクロス集計はされているんでしょうか。点数が高ければ自己有用感が高くて、低ければ自己有用感が下がるという、そんな寂しい子に育ってはいけないわけですが、例えば点数が低くとも、自己有用感が高い子っていうのは、何でそうなっているんだろうと。それが例えれば、

授業で本当に自分を受け止めてもらえて、自分はちゃんと表現もできているし、考えているし、点数は高くないけど、でも自分はちゃんとこれからも育っていくみたいな、そういう自信を持てる子に育てていければ本当に良いことだと思うんですけども、この辺りの学力とこの2つの指標を出すに当たって、どういうふうに有機的に結び付けて分析しているのかとか、あと、どういうふうに授業改善に役立てているのかが気になりました。

自己有用感を持った子供が増えていることは、すごくうれしいことだと思っていたので、もし学力に結びつけるのであれば、そこを具体的にフォーカスしてほしいなというふうに感じました。

学校教育課学力向上指導監

おっしゃっていただいたとおり、自己有用感と学力の相関は本当にあります。自分に良いところがあるというすごく強い肯定をした子供たちと、しない子供たちで、学力の差が10ポイント以上あります。

やはり、子供たちが認められ感や達成感を持つていう授業をしっかりと推進していくことが重要であるということと、タブレットも有効じゃないかなと思っております。何もしないで座るのではなくて、タブレットを通しながら、自分でできるっていうような、そういう授業づくりも進めていますので、そういった点もしっかりと発信していきたいと思います。

永野教育長

それでは、3項目について、事務局から説明をいたしました。様々な御意見をいただきましたので、一次評価について、修正をお願いします。

続きまして、令和7年9月市議会個人質問の概要について御報告をお願いします。

教育政策課長

令和7年9月市議会個人質問概要（教育委員会関係）と書かれた資料を御覧ください。9月市議会定例会において、9月12日から19日までの期間で行われました個人質問につきまして、教育委員会関係の質問の概要を御報告します。

教育委員会関係では、質問議員18人中12人の議員から全部で94問の質問がありました。多かった質問としましては、学びの多様化学校に関して28問、新県民体育館に関して9問、自転車交通ルールとヘルメットに関して8問、水泳授業に関して7問、給食調理場に関して6問。そのほか、学力向上対策、道徳教育に関して、それぞれ4問などございました。

詳細につきましては、資料を御覧いただければと思います。報告は以上でございます。よろしくお願いします。

永野教育長

この件について、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、日程第5、市教委第47号「審査請求に係る口頭意見陳述の申立てについて」の議題ですが、当該案件と日程第6及び第7につきましては、個人情報等を含む案件であるため、秘密会としてよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

永野教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後8時50分

署名

教育長

4番委員